

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	羽曳野市 (272221)
地域名 (地域内農業集落名)	飛鳥地区 (飛鳥)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	44.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	17.9 ha
② 田の面積	16.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	27.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	8.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.8 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	14.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	10.1 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

飛鳥地域は羽曳野市最東部に位置し、太子町、奈良県香芝市との市境の地域である。本市の特産品である「ぶどう」の生産地域であり、一部の農地においては農用地区域に指定されている。

当該地域は二上山系の広大な斜面地までぶどう畑の農地が広がっており、みどり豊かな本市の原風景を形成している。デラウェアの早出しの産地として有名であるが、近年ではシャインマスカットをはじめとする大粒系ぶどうを栽培する農家も増えてきており、生産量も増加してきている。

また当該地域はワイナリーが2社存在し生食用ぶどうに限らず、醸造用ぶどうも広く栽培していることが特徴である。昨今ではワイン製造も含めて醸造用ぶどうの栽培を希望する新規参入者も数名見られる。

しかし新規参入希望者が見られる一方で、農業は休日が少ない事や、近年の地球温暖化によりぶどうの生産量及び農業収入が減少、また当該地域の農地は急勾配地が多いことや農業従事者の高齢化により体力的な面からも農業者数が減少している。

最盛期には約130軒いたぶどう農家も現在では50軒と減少しており、後継者問題についてもアンケート調査より回答者129名の内、111名が、いない・わからないという結果となったことから担い手不足にも直面している。

農業者数減少に伴い原野化や耕作放棄地化が進んでおり、耕作放棄地からの営農再開は難しく、貸借を希望する者も少ないため担い手不足に陥る悪循環を形成している。さらに耕作放棄地は現在ぶどうを栽培している農地に隣接することもあり、生産者の営農を阻害する事態も発生している。

当該地域は山林で形成されている部分もあるため耕作放棄地の原野化に拍車をかけている。また鳥獣被害も多く発生している。

農道についても狭隘で傾斜面が多いことから利用実態が悪く、老朽化も進んでいるため、営農の効率化や安定化を考えると将来的には基盤整備事業の実施について検討が必要である。

ぶどう栽培に不可欠な灌水についても、当該地域にはため池が存在するが一部の農地については給水ができないため水源の確保についても課題がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後もぶどう産地として農地利用を継続するため、ぶどう品種のさらなる多様化を進めるとともに、ぶどう以外の高収益作物の導入も検討する。
 また、新規参入者の参入促進や地域農業の衰退を抑制するため、地域農業を牽引できるリーダーを中心とした体制の構築を目標とする。
 担い手不足問題及び地域農業の衰退を抑制するため以下の内容について取り組んでいく。
 ・地元農家、JA等と協力し、新規参入者の受け入れ体制づくりを進める。
 ・貸付意向がある農地情報を本市HPにて公表し円滑なマッチング。
 ・基盤整備により、営農環境の改善を図る。
 ・スマート農業をはじめとした、機械化の検討。
 ・兼業の方など多様な担い手の参入促進 など
 上記取組みのほか、新規参入者が就農する際は、地域の決まり事などを伝える就農時のケアや地域農業を継続していくため話し合いの場を設ける仕組みを構築する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
飛鳥地区の農地利用は認定農業者・認定新規就農者などの中心経営体及びこれらを目指す者、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に集積・集約を行い、中心経営体(担い手)の受入れを促進する。 営農継続や耕作が難しくなった農地については、遊休農地化しない取組みとして、中心経営体へ貸出しを申出いただけるよう、農業委員とも連携を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	10 %	将来の目標とする集積率	50 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の筆数及び面積は62筆で約4.4ha(令和6年度時点) 意向調査にて貸付意向が判明した農地を中心に10年後の令和16年度までに中心経営体及び新規参入者に集積し、農地の集約率向上を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・飛鳥地区の農地利用は認定農業者、認定新規就農者及びこれらを目指す者の他、当該地域に新規参入を希望する若手農家や農業法人等に優先的に集積・集約する。 また、規模拡大を希望する者についても優先的に集積・集約する。 ・新規参入者の受け入れづくりを進めるため、就農希望者に対し指導できる体制の構築を目指す。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・地域の農地を農地バンク(大阪府みどり公社)に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約する。 ・農地バンクの認知度が低いため、制度内容を本市HPに掲載し周知を行い、得られた農地情報の集約を図る。 また、ぶどうに関しては、経営が困難になると予想される場合には、できるだけ早い段階で事前に情報収集を行い、円滑に新たな担い手に継承できるようにする。(継承においては、一定のバトンタッチ期間を設け、担い手に対して栽培技術の継承を行うことで、地域のぶどう産業を維持する。)	
(3)基盤整備事業への取組	
灌水の効率化、農道の整備をはじめ、必要な営農環境の整備について、検討する。 基盤整備事業について知られていないため、本市及び大阪府を含めて地元と基盤整備事業の勉強会を随時開催する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
(2)の情報を本市のHP等で情報を発信することで、地域外からの新規参入者確保を図る。 新規就農者にJAや行政等関係機関が必要な支援を行えるサポート体制の確保に取り組む。 また、栽培技術の平均化のため、地元の若手農家及びベテラン農家の方による、品質向上や栽培方法等の勉強会実施を目指す。 地域が出来る限り協力して当該地域内の使われていない作業場や納屋を担い手の作業場として再利用できるように所有者に働きかける。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】
 【①鳥獣被害防止対策】
 当該地域における一部の農業者団体については、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、イノシシ等の有害鳥獣防止対策を実施する。
 猟友会による捕獲檻の設置及び当該地区の見回りにより、有害鳥獣の捕獲及び被害防止を継続する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	果樹	1.2 ha	ha	果樹	1.5 ha	ha	A	
認農	B	果樹	1.4 ha	ha	果樹	1.5 ha	ha	B	
認農	C	水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	C	
認農	D	果樹	0.1 ha	ha	果樹	0.4 ha	ha	D	
認農	E	果樹	0.3 ha	ha	果樹	0.3 ha	ha	E	
認農	F	果樹	0.4 ha	ha	果樹	0.4 ha	ha	F	
認就	G	果樹	0.3 ha	ha	果樹	0.3 ha	ha	G	
利用者	H	果樹	0.3 ha	ha	果樹	0.3 ha	ha	H	認定農業者予定
利用者	I	果樹	0 ha	ha	果樹	0.1 ha	ha	I	認定新規就農者予定
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		4.4 ha	0 ha		5.2 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。